

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%へ、令和元年10月1日から、8%から10%へ引き上げられました。この引き上げ分に係る地方消費税交付金については、全て「社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費は除く）」に充てることとされています。

本町の令和6年度一般会計決算における上記経費の充当状況は、次のとおりです。

（歳入）

市町村交付金（社会保障財源化分） 71,392 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 782,787 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国（県）支出金	町債	その他		
社会福祉	障害者自立支援事業	137,593	99,515		38,078	
	障害児支援事業	5,368	4,131		1,237	
	老人保護措置費	21,066		5,700	2,119	13,247
	後期高齢者医療に関する経費	76,581	18,071			58,510
	子育て支援医療給付事業	16,082	2,497	10,000		3,585
	ひとり親家庭等医療給付事業	1,194	597			597
	小計	257,884	124,811	15,700	2,119	115,254
社会保険	介護保険事業（特別会計繰出金）	109,329	3,526			105,803
	後期高齢者医療事業（特別会計繰出金）	31,012				31,012
	国民健康保険事業（特別会計繰出金）	59,645	14,380			45,265
	小計	199,986	17,906			182,080
保健衛生	後期高齢者健診事業	6,405			4,373	2,032
	病院事業（病院事業会計繰出金）	313,000			100,000	213,000
	大井沢歯科診療所事業（特別会計繰出金）	1,430				1,430
	救急医療対策事業	3,225				3,225
	妊婦健康指導事業	857				857
	小計	324,917			104,373	220,544
合計	782,787	142,717	15,700	106,492	517,878	

一般財源のうち、引き上げ分の地方消費税交付金 71,392 ...

引き上げ分の地方消費税交付金を除く一般財源 446,486 ...